

西原町
メールシーラー更新事業

調達仕様書

令和6年2月1日
西原町役場 企画財政課

1. 目的

本仕様書は、メールシーラーの購入について、必要な使用を定める。

2. 納品場所

西原町役場 作業室（沖縄県中頭郡西原町字与那城 140 番地の 1）

3. 納入期限

令和 6 年 3 月 31 日

4. 調達品目

調達品目	数量	単位	備考
メールシーラー	1	台	仕様は別紙のとおりとする

5. 機器仕様

- (1) 連続シーリング専用用紙の折り、マージナルスリット、断裁、圧着（シーリング）、スタッキングを同一行程で行う機能を有すること。
- (2) シーリングの処理速度が 42m/分以上であること。
- (3) 機器使用時サイズが、[幅]1,100 mm × [長さ]2,300 mm × [高さ]1,100 mm 以内であること。
- (4) 機器は、電源 AC 100V ± 10% (60Hz) の環境内で動作すること。
- (5) 圧着する強弱を調整する機能を有すること。
- (6) 切り落とすマージンゴミを細かく裁断する機能を有すること。
- (7) 対応可能用紙サイズは、以下範囲内の用紙が処理可能であること

【デプス】 101.6 mm (4.0 インチ) ~ 276.1 mm (11.0 インチ)

【ウイズ】 均等三つ折り・・・330.2 mm (13 インチ) ~ 457.2 mm (18 インチ)

※仕上り 4.0~5.7 インチ

※専用用紙とは、用紙全面に感圧糊を塗布され、圧力をかけることにより接着される用紙をさす。

※基準品 (株) ジェイエスキューブ製 PRESSLE SOLID II 同等品以上

6. 保守仕様

導入より 5 年間、機器の機能維持及び円滑な作業を期するため、保守点検及び修理について以下要件が可能であることとする。

- (1) 1 年間に 2 回、現地での保守点検を実施すること。作業内容は以下のとおりとする。

①機械主要部の点検作業

②機械各部の調整及び修復作業

③清掃及び注油作業

- (2) 部品交換時の部品費用は保守費用に含めること。
- (3) 機器不具合時に速やかな復旧作業のため、沖縄県内に専門業者の拠点があること。

特記事項

- (1) 受注者は購入物件の搬入設置を行い、それらに係る費用は受注者の負担とする。
- (2) 既存機器（TOPPAN FORMS 製 PRESSLE SOLID）の撤去、引取費用を含むものとする。
- (3) 納入日から 1 年以内の保障期間内に発生した故障等は原因調査を行い、発注者の過失によるものを除き無償で修繕又は取替え等を行うこと。
- (4) 納入日から最低 5 年以上において修繕保守が可能であること。

その他

- (1) 納品にあたり必要となる諸経費等はすべて落札金額に含まれるものとする。
- (2) 納品の際に発生する梱包材等は、受注者が責任をもって処分すること。
- (3) 設置後の試験運転、職員への機器の取り扱い説明等を行うこと。
- (4) 本仕様書等に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。